

平成25年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月9日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 9 番 新 保 勲
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	三居正雄
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
総務課長	吉成均
企画財政課長	森一美
税務課長	大迫浩昭
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	吉崎英雄
産業環境課長	井上雅史
建設課長	古川和之
下水道課長	南東稔
水道課長	小坂宜弘
学校教育課長	浜村文次
社会教育課長	原田賢

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田英雄
議会事務局係長	入口三恵子

平成25年松茂町議会第4回定例会会議録

平成25年12月9日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

一 森 敬 司 議員

一般質問に対する答弁とその事後処理の状況について

新 保 勲 議員

省資源、省エネ対策

日程第2 議案第54号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結  
について

日程第3 議案第55号 モーターボート競走の施行について

日程第4 議案第56号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

日程第5 議案第57号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第58号 松茂町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例

日程第7 議案第59号 松茂町給水条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第60号 町道路線の廃止について

日程第9 議案第61号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第62号 平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3  
号）

日程第11 議案第63号 平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第64号 平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2  
号）

日程第13 議案第65号 平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2  
号）

日程第14 議案第66号 平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

平成25年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月9日）

---

---

午前10時00分再開

○議会事務局長【吉田英雄君】　ただいまから平成25年松茂町議会第4回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、おはようございます。昨日は、徳島ヴォルティスがJ1昇格ということで、徳島県民の夢と希望をかなえていただいたんじゃないかと思えます。心より祝福したいと思います。

本日は、町政に対する一般質問の日でございます。かねてからお願いしとるとおり、質問は簡単明瞭にということで、答弁の方は詳しく明確をお願いいたしまして、冒頭のあいさつといたします。

---

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

---

○議長【藤枝善則君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました4番、一森敬司議員をお願いいたします。4番、一森敬司議員。

○4番【一森敬司君】　皆さんおはようございます。ヴォルティスのことをちょっと言おうかと思ったら、議長が先に申し上げましたので、私は省略いたしまして、早速、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、私の質問は、一般質問に対する答弁と、その事後処理の状況についてですが、昨年12月定例会の後で、全員協議会におきまして、6カ月に1回程度、一般質問後の状況についての報告を要望いたしました。しかしながら、回答がいただけないので、二、三、例をあげて質問した後に、再度、お聞きしたいと思います。

まず、平成24年第2回定例会において私が質問いたしました通学道路の安全性の再確認の件と、第4回定例会において藤枝善則議員が質問をいたしました中須入江川の防災対策についての2件については、県との兼ね合いもありますので、現状がどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。どうか、この点にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長【藤枝善則君】 庄野教育長。

○教育長【庄野宏文君】 ただいまの一森敬司ご質問の通学路の安全性の再確認についての現状についてご答弁をいたしたいと思います。

平成24年第2回定例会において、一森敬司議員から通学路の安全性の再確認についてと、佐藤富男議員から、通学路の安全対策についてのご質問があり、文部科学、国土交通、警察の3省庁の関係機関が合同で安全点検を行い、8月末に点検結果をまとめると答弁をしておりました。対象となるのは、すべての公立小学校の通学路であり、実施内容は、学校による危険箇所の抽出、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出、対策メニュー案の検討、対策案の作成、対策の実施、実施状況の報告の5つを文部科学省に報告しております。

点検の結果、管内の通学路の危険、要注意箇所は19カ所ありました。国、県、町の道路管理者の対策の要するものが10カ所、教育委員会や学校が対策すべきものが9カ所でした。対策の内容は、通学路の変更、立哨の強化、ポストコーンやガードパイプの設置、注意喚起を促すのぼり及び看板の設置、通学路に一時停止や減速表示、T字路表示などでしたが、すべての対策を平成25年3月までに済ませており、松茂町のホームページに対策箇所を掲載しております。

その後、対策を要する箇所の要望があった場合は、関係機関と連携して即時に対応できるように努めております。また、保護者やボランティアの協力を得て通学の見守りや引率を強化したり、教員による立哨を増員するなど、安全に通学ができるようにしているところでもあります。

以上で、私からの答弁といたします。

○議長【藤枝善則君】 井上産業環境課長。

○産業環境課長【井上雅史君】 続きまして、私から、平成24年第4回定例会におきまして藤枝議員よりご質問のありました、中須入江川の防災対策のうち、中須入江川樋門の改修についてご答弁をさせていただきます。

中須入江川樋門は、大規模災害が発生いたしますと旧吉野川北岸が大きな影響を受ける

重要な樋門でございます。町といたしましても、その重要性は深く認識しているところから、樋門の全面改修について、県の農業基盤課に対し町の要望を強くお伝えしているところでございます。事業を開始するためには、まず、対象施設の機能診断、機能保全計画の策定が必要となりますが、具体的に実施するまでには至っておりません。県におきましても、予算が厳しい状況ではありますが、今後も引き続き要望をしてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】 古川建設課長。

○建設課長【古川和之君】 失礼します。それでは、私の方から、ご質問の中須入江川の防災対策についてのうち、中須入江川の護岸改修につきまして現在の状況をご答弁申し上げます。

中須入江川の護岸改修につきましては、以前より、河川を管理している徳島県に対しまして要望しており、平成24年、25年度も徳島県東部県土整備局鳴門庁舎及び県河川振興課に対し河川改修の要望をいたしております。

しかしながら、現在、徳島県では、中須入江川に関する年次的な改修計画は策定されておらず、事業着手に至っていない状況にあります。平成25年度の中須入江川関係につきまして徳島県に確認いたしましたところ、小規模な維持修繕工事になりますが、中須入江川左岸、春日神社前護岸の傷みの激しい箇所を測量設計を現在実施しており、工事は平成26年度に予定しているということでございます。

今後も、引き続きまして、中須入江川堤防の現況や河川改修の必要性について、徳島県に対しまして要望してまいります。

以上でご答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 4番、一森敬司議員。

○4番【一森敬司君】 ありがとうございます。お話をお聞きしておりますと、対策、状況等が明確によく理解できたと思います。今後も、引き続き、継続で調査の方をよろしく願いをいたしたいと思います。

平成24年度第2回定例会から平成25年3月定例会までに20件の一般質問がありました。その中には、数年かけて継続調査を要するもの、また、早急に結論を出さなければならぬものもございます。その都度、適切な判断をされて、全員協議会等適当な機会に6カ月に1回程度の状況の報告をしていただけたらと考えております。この点につきまして理事者側のお考えをお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 吉田副町長。

○副町長【吉田直人君】 それでは、私の方から一森議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

先ほども20件ぐらいの質問があったというようなことでございますが、今後におきましてのことについて説明をさせていただきます。

まず、一般質問におきまして検討事案になった答弁の事後処理につきまして、現状報告ということの形で、まず、国、県などへの要望等につきましては、できる限り、進展があった場合にご報告をさせていただきたいとそのように思っております。

次に、町サイドの案件でございますが、町サイドにつきましては、決定した時点でご報告をさせていただくというような形で今後お願いしたいと思っております。

なお、先ほども申しましたように、6カ月に一度というような形でやるのが適当であるかどうかということがございますが、今後につきましては、報告の場所、全員協議会でご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長【藤枝善則君】 4番、一森敬司議員。

○4番【一森敬司君】 前向きな回答をお聞かせいただきましてありがとうございます。町の担当者の方々も一生懸命努力をされていると思います。一般質問に込めた我々議員の思いは松茂町町民の心の声と受け止めていただき、迅速かつ適切に判断をされて案件に応じた方向性を示していただきたいと思います。今後、こういう方向に向けて前向きに検討をよろしくお願いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、通告のありました、9番、新保議員にお願いたします。9番、新保議員。

○9番【新保 勲君】 おはようございます。ちょっと声が悪いんで失礼します。

議長の許可を得ましたので、実効性のある省資源、省エネ対策について一般質問をさせていただきます。

昨今、伊豆大島に続いてフィリピンに巨大化した台風が襲いかかり甚大な災害をもたらしましたが、北極の氷塊が溶けたり、赤道下の島国の海岸線が浸食される状況等を含めまして、地球温暖化が進んでいるのを多くの学者が懸念し早期の温暖化対策施行の警鐘を鳴らしておりますが、私ども素人にも真剣に取り組まなければならないという危機感があります。それで、今年は、ポーランドで気候変動枠組み条約、第19回締約国会議、いわゆ

るCOP19が開催されて地球規模で温暖化対策が画策されておりますが、本県の飯泉知事も、今年の10月、県の電気使用量を昨年比6%削減すると公表されました。そんなことで、少なくとも県知事の公表された目標は本町の最低の目標にしなければならないと思うんでありますが、本町の具体的かつ実効性のある対策としてどんな方法を考えておられるのか、問います。

いろんな対策方法があるわけですが、私は、簡潔明快な1つの対策として、選挙制度の改革を次のように提案いたしますので、理事者の所信を問います。

1つ、選挙の投票所は午前7時に開き午後6時に閉じる、これは、平成元年の公選法の基準ですが、投票率の低下の対策として数回改正され現在は午後8時に閉じるとなっておりますが、公選法の第40条では、必要があると認められる特別の事情がある場合、これは、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内で繰り上げ、もしくは繰り下げできるように、投票所閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるというふうになっております。しかも、町長選、町議会選は、告示をして投票管理者に通知すればそれでいいことになっております。県知事、県議選、国会議員の選挙については県の選挙管理委員会に届け出なければならないんでありますが、町は独自で行うことができるわけでありませう。私は、平成元年の公選法、これは、7時に開いて6時に閉じるということになっただけですが、これに戻すべきだと、投票時間は6時に閉じるようにすれば、後のエアコンだとか照明だとか電気使用量が極端に節約できるんじゃないかと思うのであります。

第2点目は、投票所へ行きますと、やたら人間が多くて何か威圧を感じるんです。町の職員が6人ぐらいと立会人が五、六人います。公選法では、平成元年のときには3名以上5名以内になっただけですけども、最近の公選法では2名以上5名以内になっております。もう職員が6名も作業をしとって立会人がさらに五、六名なんて必要は全くないと思うんです。2名で十分だと思います。これも、諸手当を考えますと2名で立ち合わせるのがよろしいんじゃないかこう思います。

以上で質問を終わります。ご回答によって、再度、質問させていただきます。

○議長【藤枝善則君】 井上産業環境課長。

○産業環境課長【井上雅史君】 私の方からは、地球温暖化対策について、本町においてどのような対策をとるのかというご質問に答弁をさせていただきます。

松茂町では、温室効果ガス削減のため、特に大きな割合を占める二酸化炭素の削減に、現在、さまざまな取り組みを行っています。主な事項といたしましては、1点目は、電気

使用量の削減でございます。松茂町では、太陽光発電設備の普及に力を入れ、町の施設に設置をいたしております。また、一般住宅用に太陽光発電設備を設置される方に設置費の一部を助成いたしております。

2点目は、燃料使用量の削減と環境への意識向上でございます。松茂町では、電気自動車及びハイブリット車の導入を行っております。そのほかにも、ごみの減量やリサイクルなどに取り組みをいたしております。

1点目の電気使用量の削減のため職員が実施している主な取り組みは、まず、冷暖房温度は、冷房28度、暖房20度を目途に調整し、無駄な運転はしない。また、クールビズ、ウォームビズの徹底も行う。次に、カーテン、ブラインドを効率的に利用し冷暖房効果を高める。次に、昼休み、残業及び休日出勤時の照明は必要最小限とする。このほかにも幾つかございますが、一つ一つ小さなものを積み重ねることと、職員一人一人の心がけが大事なものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 三居総務参事。

○総務参事【三居正雄君】 それでは、選挙制度改革につきましてのご質問がございました。まず、地球温暖化対策のうち投票所の閉鎖時刻の繰り上げにつきましては、新保議員から幾度となく一般質問をいただきご答弁をさせていただきました。今回は、平成25年7月21日に執行されました参議院議員通常選挙の例によりましてご答弁をさせていただきたいと思っております。

この選挙におきましては、徳島県内24市町村では、508カ所の投票所が設置されております。そのうち132の投票所で開閉時刻の変更及び繰り上げ投票を実施しております。この132の投票所のうち、1時間の繰り上げが68投票所、2時間以上の繰り上げが64投票所となっております。変更の主な理由といたしましては、投票所が開票所から遠隔地にあり、道路事情も悪いので、投票箱の安全送致を図る必要があるため、また、山間部や沿岸部の有権者が少なく、早い時間帯に投票を済ませる有権者がほとんどで、繰り上げを行っても有権者に支障が生じないということが理由となっております。繰り上げ投票を行っている投票所は、数から申し上げますと、508投票所のうち132投票所となり全体の約26%を占めておりますが、ほとんどが投票者数500人未満の有権者数の少ない投票所となっております。

選挙人名簿登録者数で言いますと、繰り上げ投票を行っている投票所の登録者数は、県

下全体の4.5%に過ぎないという現状でございます。

松茂町の現状といたしましては、午後6時から8時までの投票者数は540人を占めており、当日有権者数4,424人のうち12.2%を占めております。先日、12月2日に選挙管理委員会が開催された際にも、改めて閉鎖時刻の繰り上げについてご協議をいただきました。午後6時から午後8時までの間に540人も有権者の方々が投票しているという現状から、閉鎖時刻の繰り上げを実施すべきではないというご意見でございました。

また、平成25年5月には、総務省が、選挙権は国民の重要な権利であり、公職選挙法の趣旨からしても、特別な事情のない限り繰り上げるべきではないとの呼びかけを市町村選挙管理委員会に向けて行っております。有権者の重要な権利を経費の削減やCO<sub>2</sub>の削減を理由として奪うべきではないと判断しておりますので、投票所の閉鎖時刻の繰り上げをする考えは、現在のところ、持っておりません。

次に、投票立会人を2名とするべきであるのご提言をいただきました。松茂町では、現在、3名の投票立会人を選任しております。投票立会人が急病等で選挙事務に従事することが困難となった場合に備え3名の選任をいたしております。投票立会人が2人を欠けた場合、投票立会人を補充選任する必要があると思いますが、直ちに選任することが困難な場合が予想されますので、引き続き、3名を選任し、適正な事務の執行に努めたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】 9番、新保議員。

○9番【新保 勲君】 答弁ありがとうございました。本町の地球温暖化対策をお聞きになっておわかりのとおり、銭金かけてやろうなんちゅうのは何の努力もないわけです。例えば、具体的には、焼却炉は毎日250リットルぐらいの油をたいて焼却温度にするんですが、2日分まとめてたいて1日休めば半分、50%温暖化対策ができるわけです。太陽光発電、奨励しております。そんなんは世界の統計を見て、これぐらい費用対効果の悪い方法はないわけです。もっと努力せないかんところがようけあると思います。

総務参事から、投票時間の件については再三質問がありましてと言われましたけど、私、1回しかやっていませんよ。これも、しゃあないただし書きの条項、山間部、離島、そんなところがあるに限って時間を短縮されるとか変な理屈をつけて断られましたけど、全国で1,500カ所ぐらい閉鎖時間を繰り上げているんです、さきの衆議院議員選挙で。詳しい数字は本県の例で132カ所ほど閉鎖時間の繰り上げがあったと報告がありました

けども、この選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合って、どんなだろうと考えてみた。どうですか、松茂町、こんなコンパクトな町に投票所が5カ所もある。何をそんなに時間がかかります。職員が選挙の作業のために早いこと繰り上げる時間だ、とんでもない話ですよ。選挙人が何の苦労もなしに投票できるんですよ、こんだけのコンパクトな町では。しかも、期日前投票と言いまして、その投票日にぐあいの悪い人は極めて簡単な手続で投票ができるように改正されとるんです。昔の不在者投票と違って極めて簡潔な理由、理屈で手続で投票ができるようになっています。こんな、選挙人の投票に支障を来さない大きな理由がありますか。

それから、選挙人の権利権利言いますけど、昨年暮れの衆議院選挙は、全国平均52.6%の投票率やね。徳島49.29%、松茂49.23%、それで、松茂町会議員選挙は何%、29.62%。4人に1人。国会選挙で2人に1人しか行っていないんだ。何ぼ銭金かけりゃ100%になるんですか。選挙管理委員会は何の責任取るんですか、これ、目標100%だとしたら半分にもいっとらんような成果でだれが責任取るんで、これ、責任取るようにはなっていませんけどね、罰則もありませんけど。こんな、あんた、しようもないことに一生懸命銭金かけているよりは、選挙管理人は、投票行動を起こしてくださいちゅう、それこそ、火の用心みたいなことをやって歩かないかのじゃないですか。立会人は、何ぼでも立てたらこずかい稼ぎにはなるかしれませんが、立会人に命じられてその義務も当たらんかったら20万円以下の罰金に処するという法律になっているんですよ。

それから、2名のうち1名、2名、立会人の都合が悪くなったら、選挙人登録名簿の中からかわりを引っ張ってくればいい話ですよ。2人立会人がおらんようになったら選挙したらいけません、投票したらいけませんちゅう法律はないんですよ。2名になるように努力すりゃいい話ですよ。もう一度、私のこの2件がどこが悪いのか教えていただきたいと思います。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 私の方から、新保さんの質問にお答えをいたしたいと思います。

我々、選挙をしておりますのは、国の法律に従って、これを基本的にしてから選挙をしております。新保さんは、議員さんは、時間短縮が1件でございます。これは、要するに、法律で7時から8時までと決められておりますのが1件。それから、先ほど、皆、参事の方から説明を申し上げましたように、選挙管理委員会におきましてもそれが妥当であろう

と。特に、6時から8時までの間には12.2%の500人余りの投票に来ておるということでございます。

それと、特に、若い方たちが選挙に無関心だということもありまして、できるだけ期日前の投票が合うように時間帯も広げて投票に来やすいようにする、そのお金と投票権利のことをおっしゃいましたが、国の選挙におきましては、参議院が3年に一遍、衆議院は、基本的には4年に一遍と、県知事、また県会議員がそれぞれ、今、別々でございますので4年に一遍、町長、町会議員が4年に一遍、回数にしたら、ほんのわずかな回数でありますので、この選挙のために、参議院の選挙でありましたように、540人からの投票者がおるということで、それぞれできる限り、時間帯、そういうことをもっと広げて選挙をさすというのが私の考えでありますし、国の方針に従ってのことで、これに私自身が、今現在、新保さんの言うことも、間違い、間違いでない、別にして、それぞれの考え方もあろうと思いますが、私自身はそういうことの方で選挙事務をやらせていただきたいと思っております。

また、それと、それぞれたくさんおると言いますが、選挙に携わっておる職員は選挙事務をしておる職員でございます、あれ以上減らすわけにはまいりません。

それから、立会人でございますが、これ、ほないようけしたって立会人のこずかい稼ぎじゃないかと言いましたが、なかなか、立会人になってくれる人は少ないわけでございます、それを頼んでしております。3人がええか2人がええかって、2人のところもございまして、2人の場合は、万が一1人が欠けた場合はまた大変なことになりますので、特に、町会議員の選挙なんかは1票、2票を争う選挙でございますので、それは、しっかりと立会人が見届けるといふ趣旨のもとにしておりますので、それに新保さんのご理解をお願いをしたいと思います。どっちが正しいかという問題ではないと思っておりますので、これ、私の行き方としてはこのような行き方でやらせていただきたいとこのように思っておりますので、よろしくご理解のほど、お願いします。

○議長【藤枝善則君】 9番、新保議員。

○9番【新保 勲君】 ご回答ありがとうございました。立会をしなきゃしゃあないんですけど、法律に決まるとおりにやりたい、法律、公選法第40条は、変えてもええいうことになつとるんです。決して法律違反じゃありません。非常に便宜を図りたい、もう今、日本の国は社会福祉で一生懸命公務員のために便利、利用価値のええようにしておりますが、毎年1兆円の借金が増えていきよるんです。国民あるいは町民のために一生

懸命やろうと思ったら銭がかかるんです。無駄な電気も使わないかんわけです。その辺を真剣に一人一人が取り組まないと地球温暖化という恐ろしい状況がもう間近に迫ってきとるんですよ。もう何をか言わんやであります、生きるちゅうことは権利じゃないんです。生きるちゅうことは務めなんです。我々は、少しでも次世代の人類に対して努力をしなきゃならないと思います。ひとつ、職員の皆様方にも認識をいただいて少しでも努力していただくようお願いして質問を終わります。

○議長【藤枝善則君】 新保議員、答弁はよろしいですか。

以上で通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

---

○議長【藤枝善則君】 次に、日程第2、議案第54号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」から、日程第14、議案第66号「平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案13件を一括して議題といたします。

以上、議案13件につきましては、各委員会に付託したいと思いますが、付託の前に総合的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

---

○議長【藤枝善則君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案13件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案13件については、それぞれ所管の委員会に付託をすることに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前10時43分小休

午前10時44分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【吉田英雄君】 議案付託表を朗読いたします。

総務常任委員会。

議案第54号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第55号 モーターボート競走の施行について

議案第61号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）

産業建設常任委員会。

議案第57号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第58号 松茂町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第59号 松茂町給水条例の一部を改正する条例

議案第60号 町道路線の廃止について

議案第61号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）

議案第65号 平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

教育民生常任委員会。

議案第56号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

議案第61号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）

議案第62号 平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第63号 平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第64号 平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように案を決定していたわけですが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第66号までの各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明いたします。

○議会事務局長【吉田英雄君】 常任委員会の日程について説明いたします。

総務常任委員会、12月12日、木曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、12月12日、木曜日、午後1時から。

教育民生常任委員会、12月12日、木曜日、午後3時から。

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月10日から12月18日までの9日間は、委員会審査のため休会としたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、明日12月10日から12月18日までの9日間は、休会と決定いたしました。

次回は、12月19日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時49分散会